平成２８年３月２４日

保護者の皆様へ

千 早 赤 阪 村 教 育 委 員 会
千早赤阪村立千早小吹台小学校
校長　山下　桂滋

児童生徒等の健康診断における検査項目の変更について
～四肢の状態の検査が必須項目に加わりました～

平成２８年４月から学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、児童生徒等の健康診断を以下のとおり実施します。

◆改正の概要◆

●**四肢（手足）の状態が必須項目**に追加されました。≪運動器検診≫

運動器とは・・・身体運動にかかわる筋肉や骨等のこと

<参考>　現在の子どもの健康課題　体力・運動能力の二極化

・運動不足による体力、運動能力の低下

・過度の運動による運動器の疾患・障害の発生

学業や保育に支障をきたすような疾病・異常等の早期発見をし、生涯にわたり健康な生活に結びつけることを願って実施されます。

●**座高、寄生虫卵**の有無の検査が**必須項目から削除**されました。

〈運動器検診の流れ〉

①　家庭における健康観察　（保健調査票等）

家庭における日常姿勢、歩行等の異常

関節痛の有無を把握

②　学校（園）における健康観察（体育・クラブ活動等）

③　　健康診断（内科検診）

・学校（園）生活や今後の発育に支障をきたすような疾病・異常等の有無を診ます。

・必要に応じて専門医の受診を指示します。

〈例〉

・腰の曲げ、反らし

・片脚立ちが５秒以上できない

・腕・脚を動かすと痛む

・腕・脚の動きの悪さ

・しゃがみこみができない

※　健診前に調査票を配布しますので、**家庭で必ずチェックをお願いします**。

※　すべての健康診断は、スクリーニング（病気の疑いを見つけ出すもの）で、必ずしも診断名をつけるものではありません。

※　診察上衣服を脱いで行うものもありますが、プライバシーの保護という観点にもとづき、診察を実施します。